平成２３年（フ）第１０７３３号
東京都青梅市今井１丁目124―１　プルーム88　103
債務者　指田　直子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８０３号
埼玉県蕨市錦町５丁目２―36　かわぐち荘５号
債務者　川口　信子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８５６号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　伊東　満弘
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９２４号
東京都江東区北砂６丁目19―６
債務者　熊井智恵美（旧姓荻原）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９３２号
東京都中野区新井１丁目16―15
債務者　川越　賢一
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９３３号
千葉県市川市相之川４丁目４―23―401
債務者　松田　幸恵（旧姓橋爪）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９３９号
埼玉県草加市遊馬町1138―４
債務者　三村　康時
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９４０号
東京都東村山市富士見町１丁目14―５―504
債務者　須藤　正雄
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９４４号
東京都青梅市河辺町１―883　小山方
債務者　佐藤　小波
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９５１号
東京都昭島市中神町２丁目34―14―103
債務者　山本裕美子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９５４号
千葉県浦安市富士見２丁目21―15―203
債務者　関本　麻琴（旧姓矢島）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９６７号
東京都新宿区中落合４丁目17―18―202
債務者　渡邉　公彌
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９８５号
東京都練馬区南大泉６丁目20―17―106
債務者　澤田　　彰
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９８６号
埼玉県川口市本町３丁目２―25―801
債務者　表神明　豪
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９８７号
東京都北区田端２丁目１―16
債務者　山口研一郎
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９８９号
神奈川県横浜市青葉区千草台14―29―205
債務者　河瀬惠美子（旧姓持田）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午前10時　東京地方裁判所民事第20部